第26回 成年後見制度利用促進専門家会議	
令和８年11月16日	資料１

Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備

（５）体制整備の推進体制

目次

Ⅰ　成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
という観点から、論点を整理

（１）成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援の実施

（２）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

（３）制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
という観点から、論点を整理

（１）地域連携ネットワークづくりとその強化

（２）総合的な権利擁護支援策の充実

（３）意思決定支援の浸透

（４）担い手の確保・育成等の推進

（５）体制整備の推進体制

Ⅲ　成年後見制度の趣旨・内容等を踏まえた適切な権利擁護支援の浸透

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

（１）民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報

（２）関係者の理解促進のための取組

1. 都道府県の支援機能①

現状と課題

○全国どの地域においても、本人の意思が尊重され、必要な権利擁護支援を受けながら地域生活を継続できるよう、市町村が主体的に支援体制を整備するとともに、その取組を都道府県が広域的・専門的な観点から支えることが重要である。第二期計画では、都道府県に対し、広域的な観点からの担い手の育成や市町村の体制整備への支援等を主体的に進めることを求めている。国は、都道府県職員等への研修や専門的な助言等を通じて、その取組を支援してきた。また、中間検証では、都道府県による研修や相談対応等が進む一方、取組状況には地域差が見られ、専門アドバイザーの活用や市町村支援の体制にも差があることが指摘されている。こうした状況を踏まえ、都道府県は、市町村が地域権利擁護相談支援センター（以下「センター」という。）の設置・運営を進めるに当たって、市町村における支援体制の実情や課題を把握し、それぞれの状況に応じた支援を行うことが求められる。

○また、成年後見制度の見直しに伴い、市町村には従来以上に多様な権利擁護支援への対応が求められることも見込まれる。小規模市町村をはじめ、市町村単独では専門的人材の確保や育成、困難事案への対応、広域的な調整等が困難な場合もあることから、都道府県が広域自治体としてこれらの課題に主体的に取り組むことが重要である。

1. 都道府県の支援機能②

対応案（施策）

① 都道府県は、市町村との継続的な対話等を通じて地域の状況や課題を把握し、体制整備が十分に進んでいない市町村へのアウトリーチ支援も含め、センターの設置・運営や権利擁護支援の体制整備に向けた助言その他の支援を行うことが重要ではないか。

② 都道府県は、地域における権利擁護支援体制の整備に向けた方針を策定した上で、これに基づき、広域で必要となる専門的人材や地域の権利擁護支援の担い手の育成・確保や専門アドバイザーの活用等を進めるとともに、複数の市町村に共通する課題を取りまとめ、広域自治体として家庭裁判所や専門職団体等との調整に主体的に取り組むことが重要ではないか。

③ 都道府県は、都道府県単位及び圏域単位の協議の場を活用し、市町村、社会福祉協議会、専門職団体、当事者団体その他の関係機関と管内の課題を継続的に把握・共有することにより、市町村で対応が必要な課題は当該市町村に検討結果を伝えた上でその後の対応のフォローアップを行うことや、広域的な対応が必要な課題は都道府県が主体的に関係機関と対応策を定めて対応することが考えられるのではないか。

④ 厚生労働省は、成年後見制度の見直しや社会福祉法等の改正を踏まえ、市町村が行うセンターの設置・運営と、都道府県が行う広域的な調整及び市町村への支援について、両者の役割を整理した上で、研修、好事例の共有、マニュアル・通知等による情報提供及び専門的助言を通じて、都道府県が役割を果たせるよう支援することとしてはどうか。

（参考）都道府県における取組の現状　（１）都道府県別のKPI達成状況

調査対象：全47都道府県　調査時点：令和7年４月1日

第二期基本計画のKPIに関する6項目について、策定・実施予定を含む都道府県ごとの達成項目数は平均5.0項目となっている。



都道府県名	達成項目数(予定を含む)	①担い手の育成方針の策定	②市民後見人養成研修の実施	③法人後見実施団体の養成研修の実施	④市町村長申立てに関する研修の実施	⑤協議会設置	⑥意思決定支援研修の実施
北海道	5	◎		◎	◎	◎	◎
青森県	4	○			◎	◎	◎
岩手県	4	◎			◎	◎	◎
宮城県	4	◎			◎	◎	◎
秋田県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
山形県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
福島県	4	◎			◎	◎	◎
茨城県	2				◎		◎
栃木県	5	◎		◎	◎	◎	◎
群馬県	5	◎		◎	◎	◎	◎
埼玉県	6	◎	◎	○	◎	◎	◎
千葉県	4	○			◎	○	○
東京都	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
神奈川県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
新潟県	4	◎		◎	◎	◎	
富山県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
石川県	4	○			◎	◎	◎
福井県	4	◎			◎	◎	◎
山梨県	5	◎	◎		◎	◎	◎
長野県	5	○		◎	◎	◎	◎
岐阜県	5		◎	◎	◎	○	◎
静岡県	5	◎		◎	◎	◎	◎
愛知県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
三重県	4			◎	◎	◎	◎
滋賀県	5	◎		◎	◎	◎	◎
京都府	5	○		◎	◎	◎	◎
大阪府	5	◎		◎	◎	◎	◎
兵庫県	5	◎	○		◎	◎	○
奈良県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
和歌山県	5	◎		○	◎	◎	◎
鳥取県	5		◎	◎	◎	◎	◎
島根県	3				◎	◎	○
岡山県	5	◎	◎		◎	◎	◎
広島県	5	◎		◎	◎	◎	◎
山口県	6	◎	○	◎	◎	◎	◎
徳島県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
香川県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
愛媛県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
高知県	4	◎			◎	◎	◎
福岡県	5	◎	◎		◎	◎	◎
佐賀県	6	◎	○	◎	◎	◎	◎
長崎県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
熊本県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
大分県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
宮崎県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
鹿児島県	5	◎	○		◎	◎	◎
沖縄県	4	◎			◎	◎	○
達成項目数(予定を含む)	–	42	24	31	47	46	46

※◎：令和７年４月１日時点で策定済み/実施済み/設置済み
※○：令和７年４月１日時点で策定予定あり/実施予定あり
※空欄：検討中/策定予定なし/実施予定なし/設置予定なし

出典：令和７年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

（参考）都道府県による市町村支援の取組 ①

体制整備に未着手の市町村に対し、制度や中核機関の必要性の説明、訪問による状況・課題の把握、先行事例の提供、専門職との連携による伴走支援といった取組が行われている。

① 体制整備に未着手の市町村

主な課題	• 制度や中核機関・センターの役割、体制整備の必要性が十分に理解されていない。 • 相談件数や申立件数が少ないことから、潜在的な支援ニーズが把握されず、体制整備の必要性を感じにくい。 • 担当職員の異動等により、庁内での検討や関係部署との調整が進みにくい。 • 何から着手すればよいか、どのような関係機関に相談すればよいかが分からない。
都道府県に考えられる役割	• 制度や中核機関の役割、体制整備の必要性・効果について理解を促す。 • 地域の申立ての状況等を整理し、潜在的な権利擁護支援ニーズを可視化する。 • 訪問・ヒアリングにより、市町村の取組状況や体制整備上の課題を把握する。 • 市町村の検討段階に応じ、関係機関と連携して継続的に伴走支援する。
取組事例	• 未設置市町村を訪問し、現在の相談対応、関係機関との連携、体制整備が進まない理由等を個別に把握。県・県社会福祉協議会・専門職が連携し、把握した課題に応じて継続的な伴走支援やアドバイザー派遣につなげている。 • 個別事例へのアドバイザー派遣を体制整備の支援と組み合わせ、実際のケースを通じて、課題整理や関係機関の役割、中核機関が担う機能を具体的に共有している。 • 潜在的な支援ニーズや先行自治体の取組を示し、研修、情報交換会、圏域会議等を通じて、体制整備の必要性を認識するきっかけをつくっている。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

（参考）都道府県による市町村支援の取組 ②

中核機関の設置を検討中の市町村に対し、地域の実情や支援資源を踏まえ、単独・広域、直営・委託等の設置形態を整理し、関係者の役割分担や設置後の運営体制を具体化する取組が行われている。

②中核機関設置を検討中の市町村

主な課題	• 直営・委託、単独・広域等の設置形態や、委託先となる団体を決めにくい。 • 市町村行政と社会福祉協議会等の役割分担、必要な人員・財源、運営方法を具体化できていない。 • 広域設置を検討する場合、中心市と周辺町村の負担や役割について合意形成が必要となる。 • 地理的条件や既存の圏域、相談体制等によっては、既存の広域的な枠組みに入りにくい。 • 設置そのものが目的となり、設置後に実施する機能や運営の見通しが十分に整理されていない。
都道府県に考えられる役割	• 地域の実情や必要な機能を踏まえ、適切な設置形態の選択を支援する。 • 市町村、社会福祉協議会等の役割分担を整理する。 • 単独・広域設置の選択に向け、市町村間の協議や合意形成を支援する。 • 設置後に担う機能や業務を見据え、人員・財源を含む運営体制を検討する。
取組事例	• 圏域単位の会議や個別ヒアリングを通じ、市町村の意向、既存の相談体制、地域資源等を確認し、単独設置、共同設置、圏域設置等を比較検討している。 • 圏域の中心市から周辺町村への働きかけを促し、広域整備の費用面等のメリットを説明。圏域全体での設置が難しい場合も、近隣市町村による共同設置や単独設置など、地域ごとに異なる形で整備している。 • 県、県社会福祉協議会及びアドバイザーが訪問し、行政と社会福祉協議会等の役割を確認しながら、設置形態、委託先、運営体制等を一緒に検討している。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

（参考）都道府県による市町村支援の取組 ③

中核機関の機能発揮に課題がある市町村に対し、相談支援や受任調整等の実施状況を把握し、個別事例への専門的助言、ケース会議への支援、研修や事例共有によって機能強化を図る取組が行われている。

③中核機関の機能発揮に課題がある市町村

主な課題	• 中核機関・センターを設置していても、相談対応や広報にとどまり、受任調整、後見人等支援等の機能が十分に実施されていない。 • 個別事例のアセスメント、支援方針の検討、権利擁護支援チームの形成・自立支援の進め方が十分に共有されていない。 • 受任調整会議を設けても案件が上がらない、または対象案件や事前に整理する事項が明確になっていない。 • 市町村と委託先の中核機関等との役割分担や情報共有が不十分で、委託後の運営が受託機関任せになっている。 • 担当者の異動等により実務経験が蓄積されにくく、市町村間・中核機関間に機能差が生じている。
都道府県に考えられる役割	• 中核機関の機能・運営状況を把握し、市町村ごとの課題を明確にする。 • 個別事例への助言や会議運営への支援を通じ、実践力の向上を図る。 • 市町村と中核機関の役割分担や情報共有の方法について調整・助言する。 • 研修や交流会、事例共有を通じ、市町村・中核機関間の機能差を縮小する。
取組事例	• 相談支援、受任調整、後見人等支援等の機能別に取組状況を調査・ヒアリングし、市町村ごとの機能の差や運営上の課題を把握している。 • 具体的な事例を用いてケース会議や受任調整会議を模擬的に実施し、案件の整理方法、候補者を検討する際の考え方、関係機関の役割等を実践的に確認している。 • 受任調整会議の運営方法や事例を共有し、未実施市町村には専門職と県職員が訪問して個別事例に対応するほか、他市町村のケース会議の見学等につなげている。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

（参考）都道府県による市町村支援の取組 ④

専門職や担い手が不足している地域に対し、専門職や法人後見実施団体等の地域資源を把握し、専門職団体との広域調整、担い手の養成、研修修了後の実習や活動機会の確保といった取組が行われている。

④専門職や担い手が不足している地域

主な課題	• 地域によって専門職の人数や活動状況に偏りがあり、専門的助言や受任者候補者の確保が難しい。 • 市民後見人等を養成しても、実習・活動先や支援体制がなく、実際の活動・受任につながりにくい。 • 研修修了者の高齢化、名簿管理、継続研修、活動先とのマッチングが課題となっている。 • 法人後見を担う団体がない、または人員・財源が不足し、受任できる件数に限界がある。 • 担い手の養成と、受任調整や中核機関によるバックアップ体制が一体的に整備されていない。
都道府県に考えられる役割	• 専門職、法人後見実施団体等の地域分布や活動状況を把握・可視化する。 • 専門職団体と広域的に連携し、地域を越えて相談・助言できる体制を整える。 • 市町村単独では難しい担い手の養成・研修を広域的、段階的に実施する。 • 研修修了者の実習・活動機会を確保し、実際の活動や受任につなげる。
取組事例	• 専門職団体の登録会員数、後見人等の担い手、法人後見実施団体等を市町村・圏域別に整理し、地域の支援資源を見える化している。 • 市民後見人等を段階的に養成し、研修修了後に日常生活自立支援事業や法人後見の支援員等として経験を積む活動ルートを設定している。 • 法人後見の立上げを、職員研修、マニュアル、専門職による助言、訪問協議等で支援し、立上げ後もアドバイザー、担当者会議、実施団体間の情報交換等により継続的に支援している。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

（参考）都道府県による市町村支援の取組 ⑤

市町村単独では対応困難な広域課題に対し、圏域単位の協議の場を設け、市町村間の役割分担等を調整し、相談、受任調整、研修、担い手養成等の機能を共同実施・補完する取組が行われている。

⑤市町村単独では対応困難な広域課題がある地域

主な課題	• 小規模自治体では、単独で中核機関・センターの機能、専門職、協議の場、研修機会等を確保することが難しい。 • 圏域内でも市町村の人口規模、地理的条件、取組状況が異なり、広域化する範囲や機能について合意形成することが難しい。 • 中心市に負担が集中することへの懸念があり、市町村間の役割や費用負担の調整が必要となる。 • 複数の市町村・都道府県が関係する申立てや困難事例について対応主体や調整方法が明確でない。 • 広域設置が難しい場合に、どの機能を共同実施・補完すべきかが十分に整理されていない。
都道府県に考えられる役割	• 圏域単位で市町村や関係機関が地域課題を共有・協議する場を整備する。 • 地域資源や既存の圏域を踏まえ、広域的に支援する単位・範囲を設定する。 • 市町村間の役割分担、費用負担、委託先等について合意形成を支援する。 • 相談、受任調整、研修、担い手養成等の機能ごとの共同実施を支援する。
取組事例	• 圏域・ブロック単位で、市町村、社会福祉協議会、専門職、家庭裁判所等による協議の場を設け、共同設置、共同研修、受任調整、担い手確保等を検討している。 • 圏域内の中心市が周辺町村に働きかけ、複数市町村が一つの法人に中核機関を委託。圏域協議会、受任調整、市民後見人の養成・活用等を共同で実施している。 • すべての機能を一律に広域化せず、相談窓口は各市町村に置きながら、研修や市民後見人養成等を共同実施するほか、都道府県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会が事務を分担している。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

（参考）都道府県を支える国の取組

国では、都道府県が管内市町村の状況や課題を把握し、地域の実情に応じた市町村支援や広域的な体制整備を進められるよう、都道府県職員等の人材育成、各都道府県の課題に応じた個別支援、都道府県間の情報共有・意見交換を行っている。

			該当事業
国研修	**市町村支援や広域的な体制整備を担う人材の育成** ● 都道府県職員や都道府県専門アドバイザー等を対象に、都道府県の役割や市町村支援に必要な知識・手法に関する研修を実施 ● 体制整備、権利擁護支援、意思決定支援等について、対象者の役割に応じた講義・演習を実施 ● 都道府県職員と都道府県専門アドバイザー等が連携して、地域の課題に対応するための実践力の向上を支援 ● 中間検証報告書を踏まえ、都道府県専門アドバイザーの役割や地域の実情に応じた活用事例等に関する講義を拡充	➡	人材を育てる	成年後見制度利用促進体制整備研修・広報啓発一式 「成年後見制度利用促進体制整備研修」
都道府県機能強化推進事業	**各都道府県の課題整理と取組の具体化に向けた個別支援** ● K-ねっとの専門アドバイザー等が都道府県を訪問し、管内市町村の状況や都道府県の取組、課題、支援ニーズ等をヒアリング ● 各都道府県の地域特性や取組状況を踏まえ、強みや課題を整理し、短期的・中長期的な取組方策を提案 ● 提案後の取組状況や新たな課題を確認し、取組の具体化に向けた継続的な助言・フォローアップを実施	➡	個々の都道府県の課題と取組を具体化する	任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発一式 「都道府県の機能強化を目的とした課題整理・取組推進のための方策等提案」
都道府県交流会	**都道府県間の継続的な情報共有・意見交換を通じた取組の推進** ● 国の動向や都道府県等の実践を共有し、市町村支援や広域的な体制整備を進める上で参考となる情報を提供 ● 共通する課題や取組上の工夫について、都道府県職員、都道府県社会福祉協議会、都道府県専門アドバイザー等が意見交換 ● 年間を通じた継続的な交流により、各都道府県における取組の進捗共有と、都道府県間・関係者間の関係づくりを促進	➡	取組や課題を共有し、相互に学ぶ	任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発一式 「都道府県職員・都道府県専門アドバイザー間の交流支援を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組の普及の推進」

2. 市町村計画策定等の合理化①

現状と課題

○第二期計画では、市町村計画について、地域の実情に応じ、単独での策定のほか、地域福祉計画等と一体的に策定することを示している。中間検証報告書では、計画策定が進む一方、未策定の市町村への支援の必要性が指摘されている。

○国の基本計画と介護保険事業計画・障害福祉計画では計画期間が異なり、また、地域福祉計画の策定・改定時期も市町村ごとに異なることから、他の行政計画との整合を図りながら、地域の実情に応じて柔軟に計画を策定・見直すことが重要である。

○また、成年後見制度の見直しに伴い、市町村及びセンターに求められる役割・業務内容は変化していくことが見込まれる。一方で、小規模市町村を中心に人的・財政的資源には限りがあることから、計画の策定・評価・見直しに加え、相談対応、アセスメント、関係機関との調整等の業務についても、持続可能性の観点から、効率的・効果的に実施できる環境の整備が課題となる。

2. 市町村計画策定等の合理化②

対応案（施策）

① 市町村は、当事者その他の関係者の参画を得ながら、地域における権利擁護支援の課題や必要な取組を整理し、包括的な支援体制の整備との関係も踏まえつつ、市町村計画に、地域で目指す権利擁護支援の姿とその実現に必要な取組、関係機関の役割等を位置付けることが考えられるのではないか。

② 市町村は、地域福祉計画や介護保険事業計画その他の関連計画の策定時期や計画期間を踏まえ、地域の実情に応じて市町村計画の策定・見直しの時期を定めることが考えられるのではないか。その際、効率的・効果的に市町村計画を策定する観点から、関連計画との一体的な策定や見直し、既存の調査・会議等の活用などを行うことが考えられるのではないか。

③ 国は、市町村が関連計画の期間を踏まえた市町村計画の策定や見直しを行いやすくなるよう、成年後見制度利用促進基本計画の期間の在り方について検討することとしてはどうか。

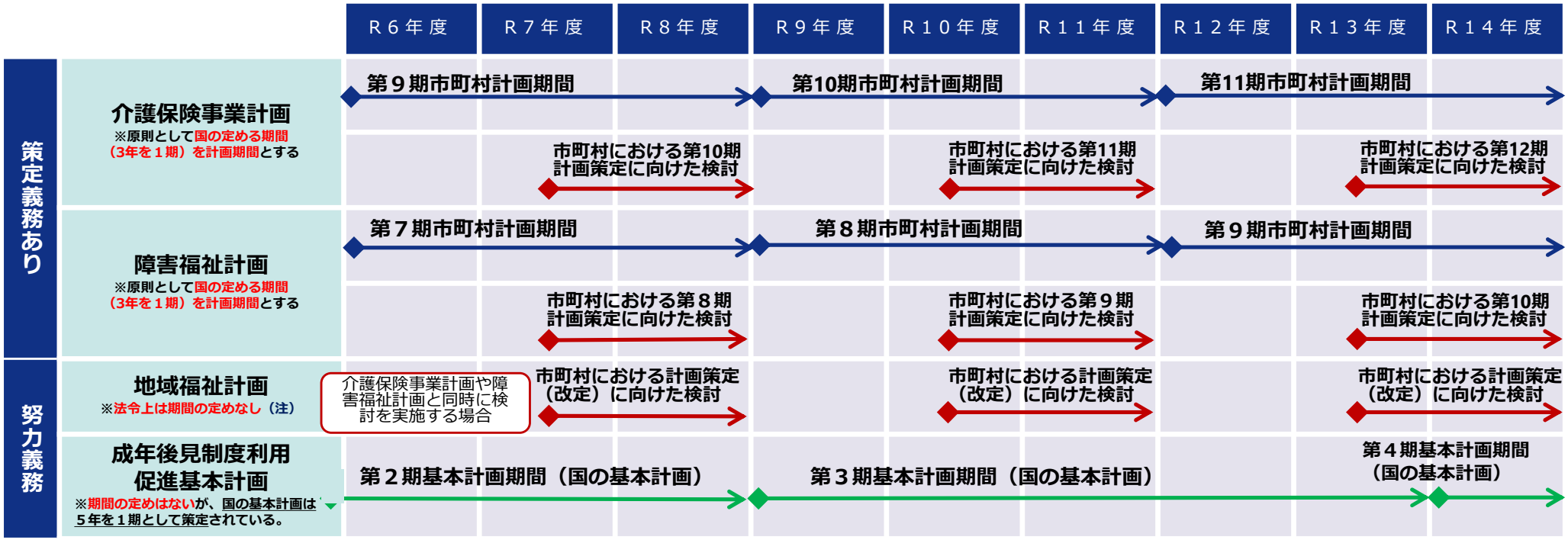
④ 厚生労働省は、市町村における計画策定事務の負担軽減を図る観点から、市町村が成年後見制度の利用ニーズを含む地域の権利擁護支援ニーズや必要な権利擁護支援人材等を見立てられるよう、既存の調査等の活用も含め、参考となる考え方や把握方法を検討し、示すこととしてはどうか。

⑤ 厚生労働省は、市町村計画の評価の参考となる指標や見直しに当たっての考え方、他の行政計画との一体的な策定事例等を示し、市町村の負担軽減にも配慮しながら計画策定から見直しまでを支援することとしてはどうか。

⑥ 厚生労働省は、計画策定以外の事務についても、成年後見制度の見直しに伴う市町村及びセンターの業務の変化とそれぞれの事務負担を把握した上で、事務の効率化及び負担軽減に資する取組事例を収集・共有するなど、必要な対応について検討することとしてはどうか。

（参考）他の行政計画との関係（１）
各法令によって義務づけられている市町村計画の策定スケジュール（想定）

○各市町村計画について、国が示す基本指針・計画期間等を踏まえた各市町村における策定スケジュール（想定）は以下のとおり。



（注）「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」では以下の観点が示されている。
・概ね５年とし３年で見直すことが適当。
・ただし、他の福祉に関する計画との調和を図る観点からは、検討や見直しの時期をそろえることも有効と考えられる。

（参考）介護保険事業計画及び障害福祉計画と、地域福祉計画が定めるものの調和を保つべきことについては、各法令において規定がなされている。

○介護保険法 （抄）
（市町村介護保険事業計画）
第117条第11項 **市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、**高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるもの**と調和が保たれたものでなければならない。**

○障害者総合支援法（抄）
（市町村障害福祉計画）
第88条第７項 **市町村障害福祉計画は、**障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、**社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画**その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるもの**と調和が保たれたものでなければならない。**

（参考）他の行政計画との関係（２）
市町村の成年後見制度利用促進基本計画の策定スケジュール（想定）

国の成年後見制度利用促進基本計画や、他の市町村計画の策定スケジュール等を踏まえると、**市町村の成年後見制度利用促進基本計画の策定スケジュールのパターンとしては以下が想定される**。

